

岸和田市環境保全条例の改正について

(部会報告)

平成 31 年 3 月

岸和田市環境審議会環境政策専門部会

はじめに

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「市条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。）が平成 15 年に全部改正されたものである。

平成 15 年の全部改正では、基本理念に「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること」が明記され、以来、神於山地区自然再生全体構想、岸和田市生物多様性地域戦略 2014 を策定するなど、生物多様性保全をはじめとする自然環境の保全に取り組んでいる。

その後、国際的な地球環境を取り巻く時代の潮流に対応する国等の施策の推進や協働によるまちづくりを推進することを規定した岸和田市自治基本条例（平成 16 年 12 月 10 日条例第 16 号。）が施行され、岸和田市の環境施策を見直す必要性が生じてきた。

こうしたことから、平成 30 年 3 月 7 日、岸和田市長より岸和田市環境審議会に岸和田市環境保全条例の改正について諮問が行われた。諮問を受けて、岸和田市環境審議会では、環境施策および自然環境施策について専門的見地から審議する必要があることから、環境政策専門部会を設置し、審議を行った。今般、同諮問に係る審議が終了したので、見直しに関する結果をとりまとめ、次のとおり報告する。

1. 岸和田市環境保全条例の改正にあたっての基本的な視点

諮問事項である「岸和田市環境保全条例の改正」について、当部会では、諮問の主旨を踏まえ、以下の基本的な視点を考慮しながら審議を進めた。

(1) 条例の意義と役割の継承

市条例における自然環境に関連する規定は、昭和 51 年に制定された当初から存在していたが、その内容は、緑化の促進や樹木の保存に留まるものであった。平成 15 年に全部改正を行った際には、地球環境や生物多様性保全の考え方についても言及され、その後自然環境に関連する国や大阪府の法、条例が制定されているが、今なお変化し続ける環境に対応し、岸和田市の自然環境の保全を行うため、引き続き市条例においてもそれらを規定する必要がある。

よって、自然環境保全のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とした市条例の役割は継承すべきものである。

(2) 自然環境関係法令等との整合

市条例は、国の自然環境関係法令及び府条例と対等な立場で自然環境の施策について規定している。ただし、市条例で義務付けている手続きには、国の自然環境関係法令及び府条例において、同一の行為に対して課している手続きと重複しているものがある。

したがって、今回の見直しにより、市条例と自然環境関係法令との整合を図り、必要かつ合理的な制度とすることを目的とする。

2. 岸和田市環境保全条例の現状

当部会で審議する、市条例「第2章 環境施策」、「第4章 自然環境の保全と回復」の構成は次の通りである。

第2章 環境施策（第6条—第15条）

環境施策を推進するための必要な事項について規定している。

第4章 自然環境の保全と回復

第1節 自然環境の保全と回復の推進（第64条—第67条）

自然環境の保全等を図る上で必要な事項を規定している。

第2節 自然環境保全区域（第68条—第76条）

自然環境保全区域の指定と同区域内での行為の届出等について規定している。

第3節 現状変更行為の届出（第77条・第78条）

市街化調整区域における現状変更行為の届出、緑化義務について規定している。

第4節 参画と協働による自然環境の保全等（第79条—第84条）

自然環境保全を行う者への支援や協定、顕彰について規定している。また、自然環境調査員の委嘱等について規定している。

3. 「第2章 環境施策」について

次の点について、見直しの検討を行った。

- ・第2条（基本理念）第1号において「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する規定を追加することが適当であるか。
- ・平成26年8月「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置づけられたため、それに対応する規定を追加することが適当であるか。
- ・第2条（基本理念）第2号において「地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する規定を追加することが適当であるか。
- ・第14条（国際機関等との協力）において「市は、国、大阪府、他の地方公共団体（以下「国等」という。）、国際機関、民間団体等と協力して地球環境の保全に資する施策又は環境の保全等に関する広域的な施策を推進するよう努めるものとする。」とあるが、「市民等と協働」した施策を推進する規定を追加することが適当であるか。

（1）検討結果

○循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえて新たな条文の要否について検討した。

第13条（公共施設の整備）にて循環型社会を目指す規定があり、国も循環型社会と低炭素と自然共生社会を強調しているので、「市民と協働して低炭素社会を形成する」等の規定を追加することが適当である。また、生物多様性の保全は広く地域に関連付けるべきなので、「市民と協働して生物多様性の保全に努める」等の規定を追加することが適当である。

○前後の条文との整合を図りながら、必要に応じて文言の追加を行うことが適当である。

よって、見直しについて、次のとおりとする。

- ・現行の計画等と整合するよう、適切な規定を追加されたい。

4. 「第4章 自然環境の保全と回復」について

4-1. 第2節 自然環境保全区域

次の点について、見直しの検討を行った。

- ・第68条の保全区域の指定について、既に他法令により保全区域等が指定され、行為等が規制されている中、当該指定についての規定は、過度の規制となっていないか。

(1) 検討結果

- 本条文に規定される自然環境保全区域について、条例制定以降、適用された例がなく、岸和田市のまとまった自然地は、既に自然公園法や自然再生推進法、森林法等の区域指定を受けているため、過度の規制にならないか検討した。
自然再生推進法の対象区域は規制するものではないので、同列に扱うべきではなく、他法令に基づき区域を指定しているからといって、同じ目的が達成されるものではない。
また、生物多様性の保全の観点から岸和田市の文化も守ることができるという意味でも重要であると思われる。

よって、見直しについて、次のとおりとする。

- ・市の環境施策として必要なものであるため、引き続き運用されたい。
- ・第68条と関連する第69条から第76条まで引き続き運用されたい。

4－2. 第3節 現状変更行為の届出

次の点について、見直しの検討を行った。

- ・第77条の現状変更行為の届出について、国等が行う行為に対して、当該届出を求めることは、適当であるか。
- ・既に他法令により基準が設けられているものについて、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないか。

(1) 検討結果

- 国等が行う行為について、届出を不要とする規定の要否を検討した。
一定の基準で緑化を行うと考えられる国等が行う行為であっても、市長が意見を述べる機会が必要であり、その機会を失わないようにするべきだが、他法令で意見を述べる機会が設けられているので、適用除外とすることができるものである。
- 他法令により基準が設けられているものについて、届出を不要とする規定の要否を検討した。
他法令で市条例と同等以上の基準で緑化を行うものについては、重複している規制を避けるため、適用除外とすることが適当であると思われる。

よって、見直しについて、次のとおりとする。

- ・国等が行う行為について、意見を述べる機会があることを前提として、適切な規定を設けられたい。
- ・他法令により緑化が担保されているものについては、規制内容が重複しないよう精査し、二重に義務を課すことのないようにされたい。

4-3. 第4節 参画と協働による自然環境の保全等

次の点について、見直しの検討を行った。

- ・みどりの市民団体の認定やそれに対する支援等について、自然再生推進法において同様の規定があり、今後、別の区域においても、他法令により目的の達成が担保できることから、当該規定を引き続き運用することは適当であるか。
- ・自然環境の保全等に関する協定や自然環境調査員、表彰の規定について、府の制度により、目的の達成が担保できることから、当該規定を引き続き運用することは適当であるか。

(1) 検討結果

- 第 79 条（自然環境保全プランの提案等）について、市条例に基づく自然環境保全プランと、自然再生推進法に基づく全体構想等の趣旨は同じであると考え、今後、仮に市内の別の区域で自然環境の保全等の事業が必要となれば、他法令に基づき、自然環境の保全等の目的が達成される計画等が策定されるとの考えから、当該規定の要否について検討した。
しかし、自然再生推進法等より市条例の方が柔軟に発案できるシステムを含んだ規定と思われ、行政と市民団体がフラットに話し合える根拠にもなり得る。
- 第 80 条（みどりの市民団体に対する支援等）について、みどりの市民団体が行う、前条記載の保全プランの実施に関する市の支援等について定めたものであり、他法令により対応できるとの考えから当該規定の要否について検討した。
しかし、高齢化等の理由により後継者がいなくなり存続できない団体を当該規定により育成、支援できると考えられる。
- 第 81 条（協定の締結）について、自然環境保全区域に指定された土地をその土地所有者と保全について協定を締結することができることを定めており、大阪府自然環境保全条例の規定による協定においても、市条例に基づく自然環境の保全等の目的は達成されるとの考えから、当該規定の要否について検討した。
市有地だけでなく個人の土地にも適用でき、行為を抑制し貴重な動植物を守るために協定の締結が必要になることもあると考えられる。
- 第 82 条（自然環境調査員）について、市条例の自然環境調査員の職務と大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員の業務は、同等または大阪府制度が詳細な業務を行っているとの考えから、当該規定の要否について検討した。
この大阪府制度に加え、市条例の規定による調査員も委嘱すれば、もっと細かな、具体的な調査が可能になると考えられる。
- 第 83 条（表彰）について、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる個人、団体、企業等を表彰する規定であり、大阪府自然環境保全条例の「顕彰」の規定により目的が達成されるとの考えから、当該規定の要否について検

討した。

しかし、個人、団体、企業等を労う姿勢は重要であり、重複していても問題はないと思われる。

○第 84 条（土地の買取り等）について、当該規定の要否について検討した。

個人の土地に対する規制やアクションを想定した場合、自然環境を適切に保全するために、市が買取ることやその他の措置としての地上権設定にも対応できるとと思われる。

よって、見直しについて、次のとおりとする。

- ・岸和田市の「参画と協働による自然環境の保全等」を行う上で必要であるため、引き続き運用されたい。

5. おわりに

岸和田市は、従来から環境問題に積極的に取り組み、大阪府内でも早い時期に生物多様性地域戦略を策定するなど、自然環境及び様々な環境関連の施策を実施してきた。

本部会報告は、自然環境の保全等に関する具体的な施策に市民・事業者とともに取り組むことにより、将来、次世代に豊かな自然環境が引き継がれることを望むものである。

最後に、将来社会情勢が変化した場合において、自然環境関係法令等との整合を図りつつ、すみやかに条例を見直し、適切な施策を推進することを求めておく。